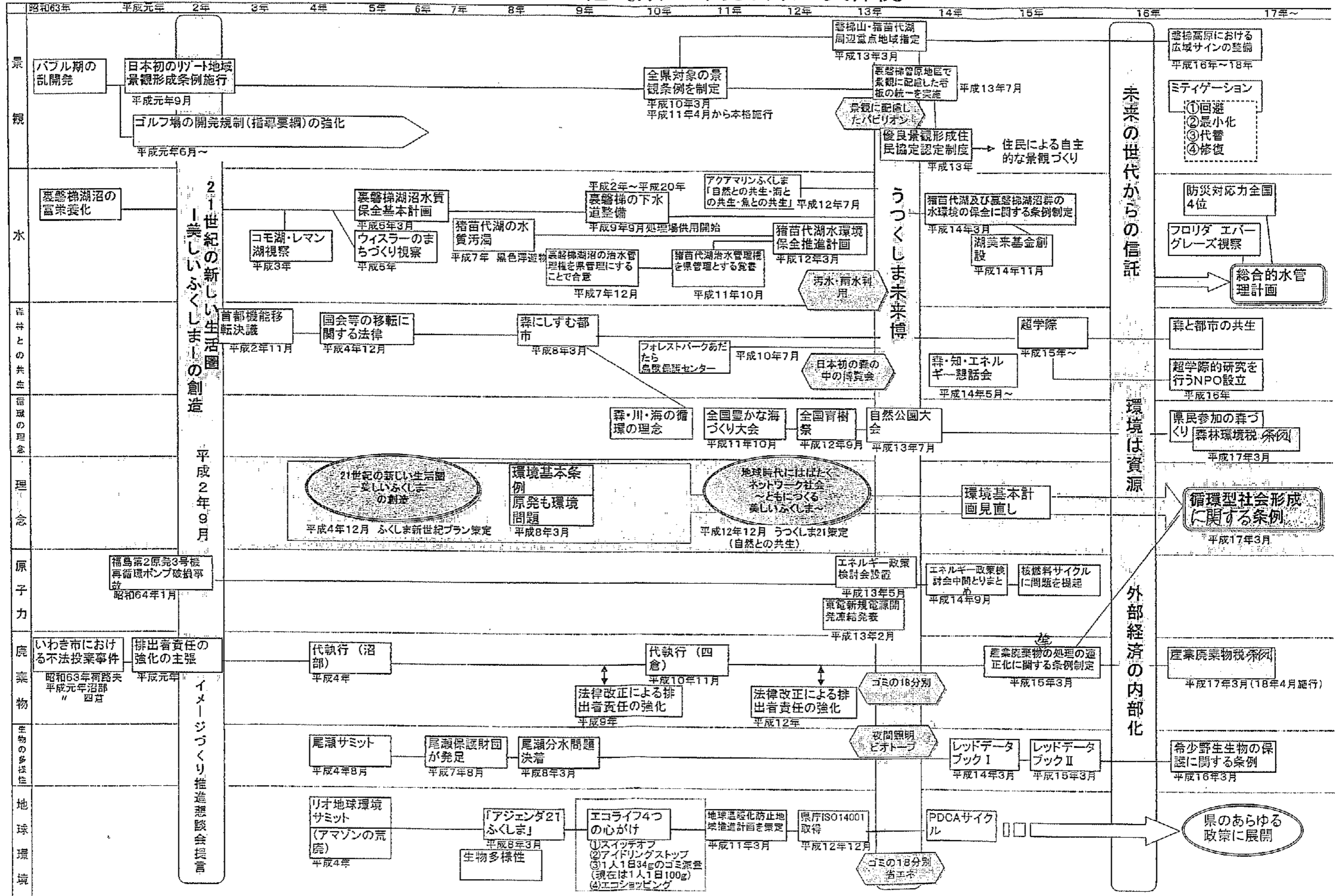


「人と自然との共生」「世代間の共生」に向けた福島県の環境政策の具体例



【うつくしま未来博の概要】

1 概要

- 名 称 ジャパンエキスポ イン 福島2001 うつくしま未来博
 JAPAN EXPO IN FUKUSHIMA 2001 BEAUTIFUL FUKUSHIMA
 EXPO
- 県民に親しまれている「うつくしま」という表現を用いるとともに、
 21世紀への期待感を「未来」という言葉に込めて、名称を「うつくし
 ま未来博」とした。
- テーマ 「美しい空間 美しい時間」
 BEAUTIFUL LIFE, BEAUTIFUL LAND
- 【美しい空間】 一人ひとりが、主体性をもって、それぞれの多様な人
 生の実現を可能とする生活空間
- 【美しい時間】 幅広い出会いや交流を産み出すゆとりある時の流れと
 地域独自の伝統、歴史、文化
- 開催期間 平成13年(2001年)7月7日(土)～9月30日(日)の86日間。
 (8月22日は台風11号のため閉場したため、開場した日数は85日である。)
- 開催時間 9時30分～21時まで(7月7日～19日は18時まで)
- 会 場 福島県須賀川市(須賀川テクニカルリサーチガーデン用地内)
- 主 催 うつくしま未来博協会

2 開催目的

未来博は、「うつくしま、ふくしま。」県民運動の第Ⅱ期シンボル事業として、
 「美しい空間 美しい時間」をテーマに平成13年7月7日から9月30日まで
 開催された。この未来博は、「すべての人々が、豊かに安心してそれぞれの多様な
 暮らしを実現することのできる新しい地域づくり」について内外から知恵を結集
 し、ともに考え、発信するもので、多くの人々が参加・交流・体験できる博覧会
 を目指し開催したところである。

“うつくしまふくしま。”県民運動とは？

福島県の将来のイメージ「21世紀の新しい生活圏—美しいふくしま—の創造」の実現
 を目指し、美しい自然や景観を守り、美しい町並みを形成し、さらに優れた伝統文化を保
 存・継承しながら、福島県を世界にも誇れる住みよい地域とするため、県民みんなで考え、
 みんなで行動しようという運動で、平成3年から展開している。

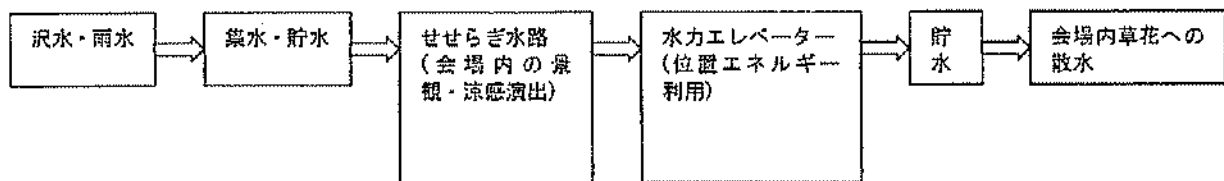
3 特色

3.1 「森と共生する暮らし」の新世紀実験場

日本で初めて森の中で開催する博覧会として、自然環境の根幹をなす「森」と共生するさまざまな知恵や、環境に負荷の少ない新たなライフスタイルについて、水・土・空気・生態系など9つの環境分野において、水の循環利用や省エネルギーなど21のテーマに沿った「森と共生する暮らし」の実践的な取組みを「エコチャレンジ21」として提案し、21世紀の課題解決に向けた「ふくしまからのメッセージ」として大いに発信した。

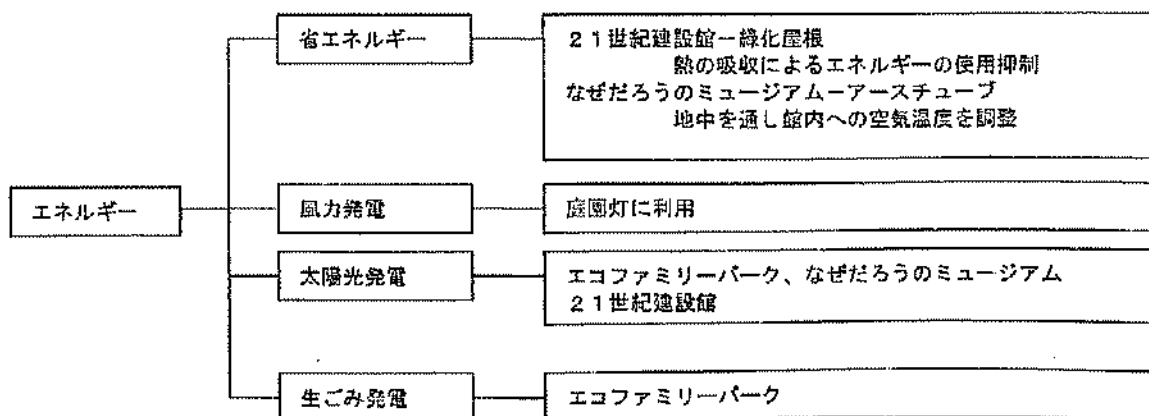
・ 沢水・雨水利用

沢水や雨水を、会場に流れるせせらぎ水路や池などに集め、会場内の景観や涼感を演出しゲートゾーンの水力エレベーターの動力に利用した。さらに、使用後の水を貯め、会場内の草花の散水に利用した。



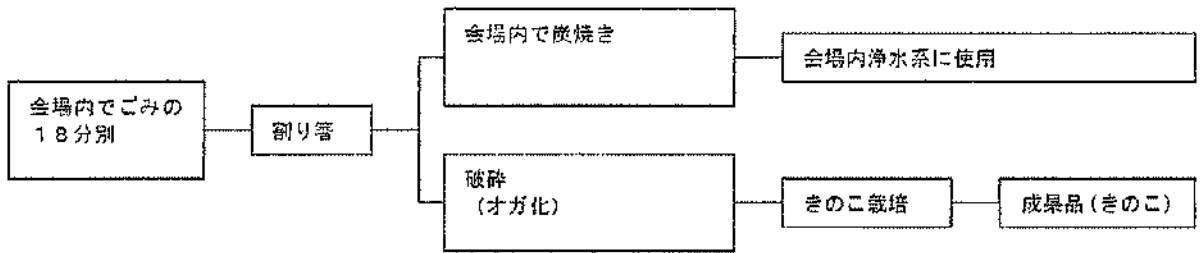
・ 省エネルギー、自然・新エネルギーの取り組み

建物（パビリオン等）の構造を工夫して省エネルギーを図った。また、風力や太陽光エネルギーを使った庭園灯を会場に設置したり、生ごみを利用した発電を行った。



・ 使用済割り箸の有効利用

飲食施設から出る使用済割り箸を分別回収し、「森の学校」で行う炭焼きの材料として使用し、できあがった炭は、会場内の水系の浄化に活用した。また、割り箸を細かく砕いて、きのこの栽培にも活用を図った。



(表3) エコチャレンジ21のまとめ

水	1	水の循環利用	自己完結型トイレ 沢水・雨水利用
	2	水質浄化	炭による水路の浄化
	3	汚水発生抑制	洗剤の使用制限 展示植物への薬剤使用の削減
土	4	土壌改良	粉炭、木炭を利用した土壌改良 木材チップを利用した土壌改良
	5	表土層保全	緑地帯保全 造成時の表土層の確保と再利用 洗剤使用制限による汚染防止
空気	6	汚染物質発生抑制	ディーゼルエンジンの使用抑制 パーク・アンド・ライド・システムの導入
	7	二酸化炭素排出削減	アイドリングストップ運動の推進 電気自動車の導入 割り箸や現地発生木材の炭化 ケナフの栽培および非木材紙の使用推奨 駐車場待機車の長時間冷房使用の抑制
生態系	8	生態系影響の低減	緑地帯保全 会場照明の調光システムの導入 騒音の抑制 展示植物への薬剤使用の削減 防除用薬剤使用の抑制
	9	生態系再生	ビオトープづくり [参加プログラム] 野鳥を戻すプログラムの実践 [参加プログラム] どんぐり君大集合の展開 [参加プログラム] 会場周辺森林の除間伐 [参加プログラム]
	10	森林資源の有効活用	伐採木、間伐材の利活用

資源	11	建設資材	自然素材の活用 リサイクル材の活用
	12	食器・包装資材	リターナブル食器・生物由来食器の使用推奨 簡易包装の推奨 マイバック等の推奨
エネルギー	13	省エネルギー	自然エネルギーを活用したパビリオン 緑化屋根採用のパビリオン アースチューブの導入 各パビリオンにおける使用エネルギーの抑制 過剰冷房の抑制 ゼロエネルギー移動手段の導入
	14	自然・新エネルギー	生ごみ発電 風力・太陽光発電による照明
	15	移動設備	水力エレベーター
廃棄物	16	ごみの発生の抑制	容器ごみ、包装ごみの削減 マイバッグ等の推奨 施設、設備、物品等の再利用の徹底 リサイクル素材、自然素材の使用 トイレ汚泥の発生抑制
	17	生ごみの域内処理	生ごみ処理機 生ごみ発電
	18	ごみの分別・再利用	18分別の実施 分別指導員の導入 使用済み割り箸を再利用したキノコ栽培 施設、設備、物品等の再利用の徹底 各パビリオンにおける分別、再利用の推進
景観	19	周辺環境との調和	建築物色彩の調整 周辺環境と調和する曲線を多用した会場づくり 周辺環境と調和した会場づくり
	20	自然とのふれあいの場の創出	多様な水系空間の創出 花と緑の空間づくり
環境意識の啓発	21	ショーケース型展示	エコファミリーパークにおける展開

3.2 参加プログラムで満ち溢れる、“プログラムEXPO”

“うつくしま、ふくしま。”県民運動の第Ⅱ期シンボル事業として実施した未来博は、日頃の県民運動の成果の発表の場として、多くの県民の参加の下に開催された。それにより、未来博は、従来の観るだけの博覧会とは異なり、準備や計画の段階から会期終了まであらゆる分野で多くの人の参加によってつくられ、真の意味での県民総参加の博覧会となった。

○ 参加プログラムの概要

多くの人々の参加によってつくりあげる博覧会を実現するため、未来博づくりに参加する仕組みを参加プログラムといい、企画・準備から未来博本番まで、広報や会場づくり、展示や催事、そして運営などあらゆる分野で2119件の参加プログラムが実施された。また、会期中、多くの来場者が様々な参加プログラムに体験参加し、参加・体験・交流の輪が広がった。

○ うつくしま未来クラブ員

作り手側の参加プログラムに参加した個人・団体・企業等をうつくしま未来クラブ員といい、72,525人（団体等を含む。）が参加した。

○ 多様な参加の方法

- ・ メッセージピラミッドやオオムラサキなど、企画・準備の段階から県民自らの提案により行われたものや、「森のネイチャーツアー&森の学校」や「からくり民話茶屋」などのパビリオンづくりにおける参加、イベントステージやうつくしまパレードなどの催事における参加、どんぐり苗の植林や塙町のダリア、檜葉町の山ゆりなどの植栽、県民花畑・フラワーパレットづくりなど、会期中の管理まで含めた会場づくりなど多数の参加があった。
- ・ また会場運営においては、これまでのサービス補助的な位置づけではなく、県民自らの自主的・主体的な組織として「うつくしま未来博ボランティアセンター」が設置され、ボランティアの募集から活動内容の検討、さらには会期中のボランティアの運用まで行った。ボランティアは、延べ8,055人の参加があった。
- ・ また、県内各地域において、未来博の開催趣旨に沿って実施した地域の新しい取組を行う自主イベント等がタイアッププログラムとして展開された。
- ・ なお、「からくり民話茶屋の語り部」、「バンブーオーケストラ」などの未来博への参加を契機に新たにできた活動や「森のネイチャーツアーのツアーガイド」などの未来博への参加により結ばれた人と人とのネットワークは未来博終了後も継続される動きが県内各地で見られる。また、多くのボランティアが活動の成果を地域へ持ち帰り、引き続き地域の核として活躍することが期待される。



福島県条例第二十六号（平成十七年三月二十五日公布）

福島県循環型社会形成に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 循環型社会形成推進計画（第十条）

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策（第十一条―第三十四条）

附則

わたしたち人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。

しかしながら、科学技術の進歩などにより物的な豊かさを享受した一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしてきた。

環境の世紀といわれる二十一世紀に生きるわたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要がある。

このため、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産型、大量消費型及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特徴を生かした循環型社会を形成していかなければならない。

この循環型社会の形成には、わたしたち一人一人が、環境への負荷を低減する取組を自ら率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要である。

その結果、二十二世紀の本県では、これらの考え方が子、孫さらに将来の世代にまで引き継がれて、適正な資源循環が確保されるとともに、自然循環が健全な状態に保全され、自然と人が共生する循環型社会が形成されるものと確信し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、福島県環境基本条例（平成八年福島県条例第十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 循環型社会 適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をいう。
- 二 資源循環 物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環することをいう。
- 三 適正な資源循環 資源循環の過程において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保されていることをいう。
- 四 自然循環 物質が大気、水、土壌、生物等の間を循環することをいう。
- 五 環境への負荷 福島県環境基本条例第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。
- 六 廃棄物等 次に掲げる物をいう。
 - ア 廃棄物
 - イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品で現に使用されていないもの又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- 七 循環資源 廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいう。
- 八 循環的な利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 九 再使用 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）又は循環資源の全部若しくは一部を部品その他製品の一部分として使用することをいう。
- 十 再生利用 循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
- 十一 熱回収 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- 十二 再生可能な資源 自然界において再生されることにより持続的な採取が可能な木材その他の資源をいう。
- 十三 再生不可能な資源 その量に限りがあり、持続的な採取が困難な原油、石炭その他の資源をいう。
- 十四 バイオマス 動植物に由来する有機物であって資源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。
- 十五 地産地消 農林水産物又は製品等を当該農林水産物又は製品等の生産された地域又はこれに近接した地域で使用し、又は消費することをいう。

（自然循環の保全）

第三条 循環型社会の形成は、人間が生態系の多様な機能に支えられていること及びその生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っていることにかん

がみ、その均衡が環境への負荷によって損なわれることがないように自然循環が健全に保全されることを旨として行われなければならない。

(適正な資源循環の確保等)

第四条 循環型社会の形成は、有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されること及び地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源はその消費が抑制されること並びに技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環を確保することを旨として行われなければならない。

(心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換)

第五条 循環型社会の形成は、その実現が心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換が図られることによりなされるものであることにかんがみ、すべてのものがその活動による環境への負荷を低減するよう努めることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、前三条に定める循環型社会の形成についての基本理念（以下「循環の理念」という。）にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、循環の理念にのっとり、第一項の施策の実施に当たり、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）並びに市町村等と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源については、自らの責任において適正な処分をする責務を有する。

3 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとと